

## 決 定 要 旨

被 審 人 (住所) 愛知県  
(氏名) A

上記被審人に対する平成18事務年度(判)第12号証券取引法違反審判事件について、証券取引法(以下「法」という。)第185条の6の規定により審判長審判官蛭川明彦、審判官入木雅和、同宮澤志穂から提出された決定案に基づき、法第185条の7第1項の規定により、下記のとおり決定する。

### 記

#### 1 主文

被審人に対し、次のとおり課徴金を国庫に納付することを命ずる。

- (1) 納付すべき課徴金の額 金20万円
- (2) 課徴金の納付期限 平成19年8月30日(木)

#### 2 事実及び理由

##### (1) 課徴金に係る法第178条第1項各号に掲げる事実

被審人は、東京都千代田区丸の内三丁目3番1号に本店を置き(平成19年5月7日以降の本店所在地は、東京都千代田区丸の内一丁目5番1号。)、機械、器具及び設備の賃貸借等を目的とし、その発行する株券が東京証券取引所市場第一部に上場されていたダイヤモンドリース株式会社(ユーエフジェイセントラルリース株式会社との合併により平成19年4月1日以降の商号は、三菱UFJリース株式会社。以下、「ダイヤモンドリース」という。)と契約を締結していたB株式会社の社員として、同契約に関する事務に従事していたものである。

被審人は、平成18年7月3日、同契約の締結及びその交渉に関し、ダイヤモンドリースの業務執行を決定する機関がユーエフジェイセントラルリース株式会社（ダイヤモンドリースとの合併により、平成19年4月1日消滅。）と合併をすることについての決定をした旨の重要事実を知り、法定の除外事由がないのに、上記事実の公表前の同月24日、愛知県所在のC証券株式会社を介し、東京都中央区日本橋兜町2番1号所在の株式会社東京証券取引所において、自己の計算において、ダイヤモンドリースの株券200株を買付価額98万2000円で買い付けたものである。

(2) 法令の適用

法第175条第1項第2号、第166条第1項第4号、第2項第1号ヌ

(3) 課徴金の計算の基礎

$$(5,910 \text{ 円} \times 200 \text{ 株}) - (4,910 \text{ 円} \times 200 \text{ 株}) = 200,000 \text{ 円}$$

平成19年6月29日

金融庁長官 五味廣文